

令和2年度決算に係る健全化判断比率 及び資金不足比率審査意見書

宇都宮市監査委員

宮監第163号
令和3年8月11日

宇都宮市長 佐藤栄一様

宇都宮市監査委員 小林陽夫

同 福田栄

同 塚田典功

同 山崎昌子

令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書の
提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和3年7月12日付けで審査に付された令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

1 審査の対象

(1) 令和2年度決算に係る次の健全化判断比率

- ア 実質赤字比率
- イ 連結実質赤字比率
- ウ 実質公債費比率
- エ 将来負担比率

(2) 令和2年度決算に係る資金不足比率

【対象事業】

- ア 水道事業
- イ 下水道事業
- ウ 中央卸売市場事業

(3) 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査における主眼とする事項

宇都宮市監査基準第7条に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であることを主眼として実施した。

3 審査の主な実施内容

市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率が、関係法令に基づき適正に算定されているか、また、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づき適正に作成されているかについて審査した。

審査に当たっては、決算書類などとの照合を行ったほか、関係部課に質問をし、資料の提出や説明を求めるとともに、決算審査や現金出納検査の結果も参考とした。

4 審査の実施場所及び日程

実施場所 監査委員室

日 程 予備審査 令和3年7月13日から8月10日まで

本 審 査 令和3年8月11日

5 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率は適正に算定されており、また、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められ、是正改善を要する事項はない。

各比率等については次のとおりである。

(1) 健全化判断比率について

- ア 実質赤字比率
実質赤字は生じていない。
- イ 連結実質赤字比率
実質赤字は生じていない。

ウ 実質公債費比率

実質公債費比率は 4.4%で、早期健全化基準の 25.0%を大きく下回っている。

エ 将来負担比率

将来負担比率は 9.9%で、早期健全化基準の 350.0%を大きく下回っている。

(2) 資金不足比率について

いずれの事業においても資金不足は生じていない。

【参考】

1 健全化判断比率等の状況

(1) 健全化判断比率

比率の名称	比 率			早期健全化 基準	財政再生 基準
	令和 元年度	令和 2年度	比較 増減		
	(%)	(%)		(%)	(%)
ア 実質赤字比率	—	—	—	11.25	20.0
イ 連結実質赤字比率	—	—	—	16.25	30.0
ウ 実質公債費比率	5.3	4.4	▲0.9	25.0	35.0
エ 将来負担比率	0.0	※ 9.9	9.9	350.0	—

※ 将来負担比率においては、地方債の現在高が増加したことと、各基金の活用による充
当可能基金総額が減少した結果、9.9%と算定された。

(2) 資金不足比率

会計の名称	比 率			経営健全化 基準
	令和 元年度	令和 2年度	比較 増減	
	(%)	(%)		(%)
ア 水道事業	—	—	—	20.0
イ 下水道事業	—	—	—	20.0
ウ 中央卸売市場事業	—	—	—	20.0

2 各指標について

健全化 判断 比率	実質赤字比率	一般会計等の赤字の割合
	連結実質赤字比率	一般会計等と公営企業会計等を連結した会計 の赤字の割合
	実質公債費比率	一般会計等に公営企業会計や一部事務組合等 を連結した債務返済の財政負担度
	将来負担比率	一般会計等と公営企業会計や第三セクター等 を連結した債務残高の財政負担度
	資金不足比率	公営企業会計における、事業の規模に対する資 金不足額の割合